

4

経営体制

コーポレートガバナンス

総代会

第71回 定時総代会の開催概要

第71回 定時総代会 質疑応答

評議員会

ご契約者懇談会

取締役会、監査役会、指名・報酬委員会

コーポレートガバナンス基本方針

内部統制システムの基本方針

コンプライアンス（法令等遵守）への取組み

お客様情報の保護

リスク管理体制

役員・会計監査人

コーポレートガバナンス

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、生命保険事業が社会保障制度と共に日本の社会を支えていく重要な使命を担っているとの認識のもと、お客様、社会、従業員に対する責任を果たしていくことを企業活動のベースとする「まごころの奉仕」を経営の基本理念として掲げています。

当社は、経営の基本理念のもと、「お客様満足の向上を最優先とした経営の実践」、「ゆたかな社会づくりにか

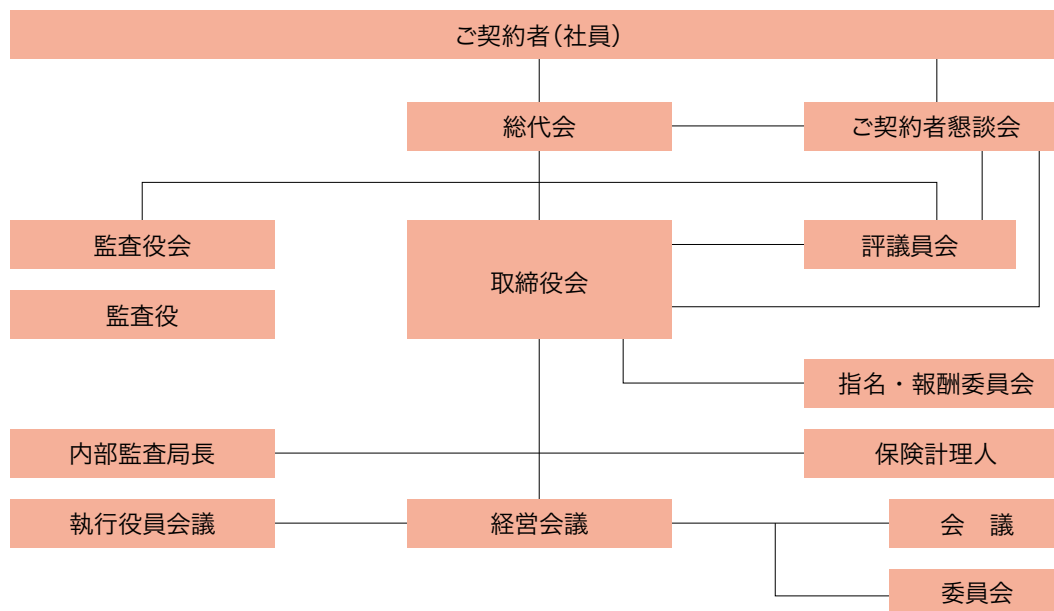
わり続けることによる社会との共生」、「人が育つ職場作り、働きやすい職場づくりを通じた従業員満足の向上」を基軸としたCSR経営を推進し、各ステークホルダーとの適切な協働に努めるとともに、当社の健全性を維持しつつ、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うため、実効的なコーポレートガバナンスの実現に取り組むこととしています。(詳細は79～80ページをご参照ください。)

コーポレートガバナンス体制の概要

当社は、相互会社組織とし、社員となるご契約者一人ひとりが会社を構成しています。また、最高意思決定機関として、社員総会に代わるべき機関として総代会を置き、社員の中から選出された総代でこれを構成しています。

また、保険業法上の機関設計として監査役会設置会社を選択し、取締役会が、会社経営の基本事項を決定するとともに取締役の職務の執行を監督し、監査役が、社員からの負託を受けた独立の機関として取締役の職務の執行を監査しています。

経営組織機構



総代会

総代会の仕組みと機能

当社は、保険会社のみ認められる会社形態である相互会社組織を採っています。これは、ご契約者一人ひとりが社員として会社を構成するというものです。したがって、当社における最高意思決定機関は、社員総会ということになりますが、現実には、約202万人の社員による社員総会の開催は困難なため、保険業法の認めるところにより、社員総会に代わる代議制の機関として総代会を置いています。

総代会における報告事項および決議事項の主なものは次のとおりです。

報告事項：事業報告、貸借対照表、損益計算書および基金等変動計算書の内容ならびに相互会社制度運営報告
 決議事項：剰余金の処分、社員配当金の割当て、定款の変更、総代候補者選考委員の選任、評議員の選任、取締役・監査役の選任など

総代会における報告および決議についてのお知らせ

総代会の報告事項や決議事項を記載した総代会議案書および総代会議事録は、当社ホームページに掲載して社員(ご契約者)の方々にお知らせしています。

また、これらの資料は、本社、統括支社および支社においても社員の皆様にご覧いただけるようにしています。

総代の選出方法

社員(ご契約者)の中から選任された総代候補者選考委員で構成する総代候補者選考委員会が、総代候補者を選考して推薦に関する公告を行います。社員は、候補者の中に信任を可としない者がいる場合、投票によってその意思を表明します。各候補者は、信任を可としない投票を行った社員の数が、投票権を有する社員の10分の1に満たない場合に、総代として選出されます。(総代へ立候補していただく制度はございません。)

この方法は、全国の多数の社員の中から地域、職業、年齢に偏りがないように総代を選考するために適していると考えています。なお、全国各地で開催している「ご契約者懇談会」に出席いただいたご契約者から総代を選任するなど、より幅広い社員各層からの選出を行っています。

ご参考 前回(2017年4月就任)の総代候補者の選考基準

- ①当社の保険契約者であること
- ②生命保険事業に深い関心をもち、その重要性を十分認識し、かつ総代にふさわしい見識を有していること
- ③当社の経営に関心を有し、総代会への出席など総代として十分な活動が期待できること
- ④他社の総代に就任していないこと

総代の任期と定数

総代の任期は4年で、2年ごとに半数の改選を行います。総代の選出にあたっては広く社員(ご契約者)全体の中から偏りなく選考する必要があること、一方で会議体として総代会を運営する際には、役員と総代が質疑応答を通して直接対話が可能な体制を整える必要があることの両面から、総代の定数を150名としています。

総代会傍聴制度

社員(ご契約者)の方々に当社の経営についてのご理解を一層深めていただくため、「総代会傍聴制度」を実施しています。傍聴者については、毎年、総代会開催前(5月上旬～6月上旬)に希望者を募り、総代会を傍聴していただいています。

(注) 傍聴者の資格

前年度末において1年以上有効に継続している保険契約のご契約者で、満20歳以上の方。ただし、そのご契約が総代会当日有効に継続していること。

総代の職業・年齢別の構成等

2018年4月1日現在

●職業別分布

| | |
|-------------|-------------|
| 会社員 | 21名 (14.2%) |
| 主婦 | 13名 (8.8%) |
| 大学教授 | 5名 (3.4%) |
| 言論界・ジャーナリスト | 6名 (4.1%) |
| 弁護士・医師 | 6名 (4.1%) |
| 自営業者 | 48名 (32.4%) |
| 会社役員 | 30名 (20.3%) |
| その他 | 19名 (12.8%) |

●年齢別分布

| | |
|--------|-------------|
| 70歳以上 | 4名 (2.7%) |
| 60～69歳 | 49名 (33.1%) |
| 50～59歳 | 54名 (36.5%) |
| 40～49歳 | 34名 (23.0%) |
| 39歳以下 | 7名 (4.7%) |

●保険種別加入状況

| | | |
|--------|----------------|--------------|
| 個人保険 | 定期付終身保険等 | 71件 (5.0%) |
| | 定期保険等 | 314件 (22.3%) |
| | 積立型終身保険(含積立保険) | 385件 (27.3%) |
| | 介護保障保険 | 150件 (10.6%) |
| | 医療保障契約等 | 425件 (30.1%) |
| | その他 | 1件 (0.1%) |
| 生死混合保険 | 養老保険等 | 3件 (0.2%) |
| | その他 | 3件 (0.2%) |
| | 生存保険 | 11件 (0.8%) |
| 個人年金保険 | 47件 (3.3%) | |

●社員資格取得時期別分布

| | |
|-------------|-------------|
| 1992年以前 | 23名 (15.5%) |
| 1993年～1997年 | 17名 (11.5%) |
| 1998年～2002年 | 25名 (16.9%) |
| 2003年～2007年 | 16名 (10.8%) |
| 2008年～2012年 | 49名 (33.1%) |
| 2013年以降 | 18名 (12.2%) |

●地域別分布

| | |
|-----|-------------|
| 北海道 | 7名 (4.7%) |
| 東北 | 11名 (7.4%) |
| 関東 | 63名 (42.6%) |
| 中部 | 22名 (14.9%) |
| 近畿 | 19名 (12.8%) |
| 中国 | 8名 (5.4%) |
| 四国 | 4名 (2.7%) |
| 九州 | 14名 (9.5%) |

総代(敬称略)

2018年4月1日現在 148名

| | | | | | | | |
|-----|-------|------|-------|------|-------|------|-------|
| 北海道 | 碓屋厚子 | 埼玉県 | 山下飛鳥 | 神奈川県 | 小林直子 | 大阪府 | 竹村忠 |
| 北海道 | 大家悦子 | 埼玉県 | 山本彰 | 神奈川県 | 杉田敦 | 大阪府 | 中村佳子 |
| 北海道 | 小笠原正吾 | 千葉県 | 奥野嘉夫 | 神奈川県 | 原見圭子 | 大阪府 | 松原美代子 |
| 北海道 | 小川勲 | 千葉県 | 川井芳明 | 神奈川県 | 菱田淳子 | 大阪府 | 森下隆文 |
| 北海道 | 熊坂美佳 | 千葉県 | 熊谷俊行 | 神奈川県 | 三澤憲一 | 兵庫県 | 杉本敬 |
| 北海道 | 田村総司郎 | 千葉県 | 郡昭夫 | 神奈川県 | 山本正巳 | 兵庫県 | 泉水文雄 |
| 北海道 | 真屋絶子 | 千葉県 | 杉本文雄 | 神奈川県 | 吉田政雄 | 兵庫県 | 外川哲也 |
| 青森県 | 渡邊英彦 | 千葉県 | 高橋功 | 新潟県 | 齋藤公美 | 兵庫県 | 堀川隆二 |
| 岩手県 | 伊藤英明 | 千葉県 | 三ツ谷光子 | 新潟県 | 永野道雄 | 兵庫県 | 松岡政明 |
| 岩手県 | 工藤善規 | 千葉県 | 百瀬厚子 | 新潟県 | 吉田徳治 | 奈良県 | 亀井紀子 |
| 宮城県 | 蓮湯めぐみ | 千葉県 | 森優子 | 富山県 | 田縄りつ子 | 和歌山県 | 木下恵都子 |
| 宮城県 | 三塚浩平 | 千葉県 | 山下雅史 | 石川県 | 中川剛俊 | 鳥取県 | 徳田美子 |
| 秋田県 | 金持之子 | 東京都 | 浅羽茂 | 福井県 | 酒井佐知子 | 鳥根県 | 松岡泉 |
| 秋田県 | 西宮公平 | 東京都 | 石山健一 | 山梨県 | 広瀬昌訓 | 岡山県 | 高木晶悟 |
| 山形県 | 佐々木英夫 | 東京都 | 伊藤守 | 長野県 | 佐藤古寿 | 岡山県 | 横山基子 |
| 福島県 | 齋藤二三江 | 東京都 | 上田智大 | 長野県 | 平林倫子 | 広島県 | 北川日出夫 |
| 福島県 | 富永典子 | 東京都 | 魚谷雅彦 | 岐阜県 | 川崎賢二 | 広島県 | 原田優子 |
| 福島県 | 渡邊順 | 東京都 | 大川めぐみ | 静岡県 | 鈴木淑恵 | 山口県 | 金丸眞明 |
| 茨城県 | 岡本敦志 | 東京都 | 岡藤正広 | 静岡県 | 高貝真菜美 | 山口県 | 澤剛 |
| 茨城県 | 島岡恵美子 | 東京都 | 奥山卓 | 静岡県 | 安本晋 | 徳島県 | 佃充生 |
| 茨城県 | 飛田利恵 | 東京都 | 河野雅明 | 静岡県 | 山田訓史 | 香川県 | 星加素子 |
| 茨城県 | 松金律子 | 東京都 | 近藤美智子 | 愛知県 | 大島宇一郎 | 愛媛県 | 末廣恵 |
| 栃木県 | 藤平美雪 | 東京都 | 坂田雅敏 | 愛知県 | 小林太 | 高知県 | 浜田真衣 |
| 栃木県 | 若林可奈子 | 東京都 | 佐藤南平 | 愛知県 | 高木英樹 | 福岡県 | 石橋聖子 |
| 群馬県 | 石井年晴 | 東京都 | 柴崎理砂 | 愛知県 | 谷内かずみ | 福岡県 | 斎藤康徳 |
| 群馬県 | 前原宏之 | 東京都 | 園田鉄司 | 愛知県 | 中西陽子 | 福岡県 | 坂井一賀 |
| 群馬県 | 松本詠子 | 東京都 | 高田淳 | 愛知県 | 中村昌輝 | 福岡県 | 林田直子 |
| 埼玉県 | 岩切美佳 | 東京都 | 竹内ひろみ | 愛知県 | 水越智子 | 福岡県 | 平山敏史 |
| 埼玉県 | 幸田富 | 東京都 | 寺井一郎 | 愛知県 | 村上基子 | 佐賀県 | 西村学 |
| 埼玉県 | 小林忠正 | 東京都 | 藤井祐子 | 三重県 | 大角志穂 | 長崎県 | 平坂治子 |
| 埼玉県 | 佐々木隆之 | 東京都 | 三浦善司 | 三重県 | 松田菊代 | 熊本県 | 磧本多美子 |
| 埼玉県 | 佐藤奈穂里 | 東京都 | 三浦秀夫 | 滋賀県 | 吉岡伴子 | 熊本県 | 堀内義博 |
| 埼玉県 | 佐藤美由紀 | 東京都 | 宮川尚久 | 京都府 | 原田政佳 | 大分県 | 園田文治 |
| 埼玉県 | 島崎則子 | 東京都 | 和田健児 | 京都府 | 半崎政司 | 宮崎県 | 阪元文裕 |
| 埼玉県 | 鈴木吉憲 | 神奈川県 | 伊藤久充 | 京都府 | 本田欣也 | 鹿児島県 | 相良正子 |
| 埼玉県 | 辻本光雄 | 神奈川県 | 岡本一郎 | 大阪府 | 小川文 | 鹿児島県 | 本坊愛一郎 |
| 埼玉県 | 引田和幸 | 神奈川県 | 勝浦英二 | 大阪府 | 加藤正久 | 沖縄県 | 町田智枝 |

○総代会に関するご意見については、書面にて下記までご送付ください。

〒168-8506 東京都杉並区和泉1-22-19 朝日生命保険相互会社 総代会事務局

第71回 定時総代会の開催概要

2018年7月3日に経団連会館(東京都千代田区)の2階国際会議場において、第71回定時総代会を開催いたしました。開催内容および質疑応答については以下のとおりです。

| 項 目 | 開 催 内 容 |
|---------|--|
| 開 催 日 時 | 7月3日(火) 10時00分～11時28分(所要時間88分) |
| 出 席 者 数 | 127名(総代数148名) (他に委任状21名、委任状込で合計148名) |
| 議 長 | 代表取締役社長 木村 博紀 |
| 議 題 | 〔報告事項〕 2017年度事業報告、貸借対照表、損益計算書および基金等変動計算書の内容報告ならびに相互会社制度運営報告の件 〔決議事項〕 第1号議案 2017年度剰余金処分案承認の件 第2号議案 社員配当金割当ての件 第3号議案 評議員11名選任の件 第4号議案 取締役11名選任の件 第5号議案 監査役2名選任の件 |
| 質 疑 応 答 | 事前質問8名(質問数9問)、席上質問 なし 合計8名(質問数9問) 質疑応答の所要時間28分 回答者 議長または議長が指名した役員 |
| 質 問 事 項 | 1. 事前質問 ①代理店路線拡大の意図と今後の展望について ②定年制度、再雇用制度等、雇用形態の今後の方策について ③「お客様の声部会」の取組みについて ④託児施設の設立による労働環境整備について ⑤認知症保険の販売状況や市場の反応について ⑥朝日メンバーズクラブ「プレミアム」終了後のサービスについて ⑦A Iの活用状況について ⑧個人情報の管理方法について ⑨ご契約者懇談会の運営について 2. 席上質問 なし |
| 傍 聴 | 傍聴者数15名(全て議場内傍聴) |

第71回 定時総代会 質疑応答

事前質問



質問
1

販売について代理店路線を拡大していると聞いているが、その意図と今後の展望について伺いたい。

回 答 木村社長

今後の高齢化の進展を見据えると、フェイス・トゥ・フェイスでの丁寧なアフターフォローを行うことができる営業職員チャンネルを、引き続き、当社のメインチャンネルとして、その規模の拡充を図っていく必要があると考えております。

一方で、情報化社会の進展や女性就業率の向上を背景に、お客様のニーズ・ライフスタイルの変化・多様化が進んでおり、比較検討を望むお客様、対面販売を好まないお客様、また営業職員チャンネルではアクセスが難しいお客様なども増大しつつあると認識しております。

このようなお客様への対応として、個人マーケット向け代理店チャンネルを拡大させており、新契約業績については、2017年度は2014年度対比2.8倍の44億円と大幅な伸展を果たしております。今後についても保険ショップあるいはクレジットカード会員向けテレマーケティングなどの強化を図りつつ、お客様・代理店から選ばれるための保険商品の開発・アフターサービス体制の整備を進め、同分野におけるシェア拡大を目指します。

加えて、経営者マーケットへの対応として、2015年度より法人マーケット向け代理店を本格展開し、代理店数については、2018年度始は1,565店と順調に委託を拡大しております。今後についても、とりわけ、生命保険を活用した企業の総合的なリスク対応をアドバイスする立場にある税理士への代理店委託を拡大させ、安定的な販売体制の構築に取り組んでまいります。

以上のとおり、メインの営業職員チャンネルに加え、各種の代理店チャンネルの強化を図り、より多くのお客様に保障をお届けしたいと考えております。

質問
2

少子高齢化が進む中で、若年の優秀な人材の確保がますます困難になってくると考えられる一方で、健康寿命の延伸を勧める会社として、長期にわたって優秀な人材が勤務できる環境づくりの必要性は高いように思われます。そこで、長期間勤務された方に対する、定年制度、再雇用制度等の雇用形態について、今後どのような方策を取るのが望ましいと考えているのかお聞かせいただきたい。

回 答 木村社長

少子高齢化の進展に伴い、労働人口の減少が進むなか、当社内勤職員の年齢構成をみると、30歳代が少なく、40歳代から50歳代が多いという構成となっております。こうした状況を踏まえ、豊富な経験・スキルを有しているシニア層について、その能力を最大限活かしていくことが重要であると考えております。加えて、シニア層の持つノウハウ・スキルを会社として失うことがないよう、若手・中堅職員への継承についても促進していく必要があり、人材育成や指導・教育を担う職務の拡大を図っているところです。

また、内勤職員の定年は60歳ですが、2006年度より、65歳までの継続雇用を可能とした定年後再雇用制度を導入し、「個人あるいは法人営業」「お客様サービス担当」「本社あるいは支社・営業所の事務」等の分野で定年後も勤務しております。

引き続き、シニア層の活躍を推進する観点から、定年後のシニア層の職務についても、さらなる拡大を検討し、現役時の経験・スキルを活かせる職務を設定するとともに、評価制度の導入や給与等の処遇面の上げも検討していく予定です。

なお、シニア層のさらなる活躍という観点では、内勤職員の定年年齢を、例えば、現在の60歳から65歳に延長することも選択肢の1つとして考えられ、今後の検討課題と認識しております。

今後も、シニア層の経験・スキルを最大限活かし、企業として生産性の維持・向上につながるような対応策を引き続き検討してまいります。

質問
3

「お客様の声部会」の取り組みについて、「お客様の声」、「現場の声」を集約とありますが、指標(KPI)の設定とあわせ、具体的に何える事例等あればお教えてください。

回 答 木村社長

当社は、「お客様のために」を最優先とする行動を実践するため、「お客様本位の業務運営に関する基本方針」を2017年5月に制定しました。

同方針では、「お客様の声を経営に活かす取組み」を項目の一つとして掲げており、2017年度は、「お客様の声」や「現場の声」の収集・分析等を通じた対応策の策定・推進を行う「お客様の声部会」を新たに設置しました。同部会では、ご契約者懇談会やアンケートを通じて寄せられた「お客様の声」や、社外委員である消費者問題の有識者の意見等を踏まえたサービス向上策を検討、実施しています。

この「お客様の声部会」を通じて実施した具体的な改善事例としては、

- ・ お客様にお渡しする「保険金・給付金ご請求のしおり」について、「手術名ごとの支払該当可否例」の拡充や解説の充実を図った事例
 - ・ 保険料が銀行口座から振替できなかった場合の通知を、従来より早く到着するよう改善した事例
- 等がございます。

なお、「お客様の声」や「現場の声」の収集・分析等について、取組みの進捗状況を定量的に把握するための指標であるKPIは設定しておりませんが、「お客様本位の業務運営」に関する取組みのKPIとしては、「個人のお客様数」、「企業のお客様数」、「ご契約の継続率」、「お客様満足度」を設定しています。

今後もお客様視点でサービスや諸制度の改善に努めるなど、お客様本位の業務運営を徹底してまいります。

質問
4

託児施設の設立をご検討いただきたい。子育てをしながらの職員の環境を整えてほしい。託児施設があることにより、営業力がアップしたり、更に新規職員も入りやすくなるのではないのでしょうか。

回

答

池田執行役員

働き方が多様化していることや人材の獲得が難しくなっていることから、就労環境を整えることは重要なテーマであると認識しています。

ご提案いただきました、託児施設の設立につきましては、2014年11月末に保険業法における規制が変更され、保険会社は子会社を通じて保育所を運営できることとなりました。

こうした中、当社におきましても託児施設の設立について検討いたしました。子どもを預かることに対する環境整備や責任、全国に営業拠点が点在するため、どこにどれだけの施設を設ければ良いか等、課題も多いと認識しております。こうしたことから、より効果的な対策として、現在、子育てをしながら勤務する職員の就労環境を整えることを目的として、保育所等に入園中の乳幼児がいる入社後2年以内の営業職員に対しましては、「保育料」や「育児サービスなどの利用料」の負担額の一部を支給する育児支援施策を実施しています。

当社では、中期経営計画「TRY NEXT」において、職員の“個の力”の最大化に向け、生き生きと働く意欲の向上に資する労働環境整備に取り組んでいくこととしており、引き続き、長時間労働の改善および休暇取得の促進を通じ、職員の就労環境の改善に取り組むことで、仕事と家庭の両立を支援し、お客様サービスの向上および企業価値の増大にもつなげてまいりたいと考えています。

質問
5

介護保険だけでなく、認知症の保険も業界に先駆けて発売したとのことですが、販売状況や市場の反応はどうか。

回

答

池田執行役員

ご質問いただきましたとおり、当社では2016年4月から、大手他社に先駆けて、認知症に対する保障に特化した「認知症介護一時金保険」、「認知症介護終身年金保険」を発売しております。

この認知症保険は、医師から認知症と診断され所定の状態になった場合に一時金や終身年金をお支払いする内容で、これまでの販売状況といたしましては、発売後2年間の累計で約7万4000件の販売となっております。

市場の反応といたしましては、新聞・雑誌等において、認知症を保障する先進的な保険として多数取り上げられておりまして、社会からの注目は高い商品であると認識しております。

また、「お客様の声」を当社の取組みに反映させることを目的とした「お客様の声アンケート」では、認知症保険にご加入いただいたお客様から「家族に迷惑をかけなくてすむ」、「認知症の不安が軽くなった」等の声が多数寄せられており、お客様からも高い評価をいただいております。

今後につきましては、高齢化の進展を背景とした要介護者数や認知症患者数の増加等を見据え、支払対象がより幅広い介護保険や、健康に不安のある方も加入できる介護保険など、魅力的な介護保険の開発やサービスの拡充を検討し、介護保険の普及を通じて、中期経営計画「TRY NEXT」に掲げる「介護保険といえば朝日生命」という存在感の発揮に向けて取り組んでまいりたいと考えています。

質問
6

朝日メンバーズクラブ「プレミアム」が終了したが、今後何らかのサービスを考えているか。例えば、健康増進等を目的とした商品購入・交通費等の一部還元やポイント化によるプレゼントなどはいかがか。また、一定期間に保険給付がなかった場合の保険料の一部の還付、食事券の贈呈、人間ドックやがん検診等の補助をするというのはいかがか。

回 答

池田執行役員

当社では、提携施設での割引等の優待サービスが受けられる、朝日生命メンバーズCLUB「プレミアム」を運営してまいりましたが、利用状況等に鑑みまして2017年12月末をもって当該制度を終了しております。一方で、お客様に対して、保険給付以外に保険料の割引・還元等のプラスアルファのサービスを提供していくことは、お客様に保険商品を選択いただく際の魅力の一つになると認識しております。

こうした認識のもと、現状でも、商品面では、5年間所定の給付が無かった場合に祝金をお支払する機能を組込んだ医療保険やがん保険の販売を行っております。

また、直接的なキャッシュバックではございませんが、サービス面では、介護保険にご加入のお客様を対象とした電話による「介護・健康相談サービス」や、女性専用プラン(やさしさプラス)にご加入の女性のお客様を対象とした電話による「女性のための健康相談サービス」等を展開しております。

今後につきましては、例えば健康増進の取組みにより保険料が割引・キャッシュバックされる商品開発の検討や人生100年時代の到来を見据えた健康に関するサービスの拡充に向け、ご提案いただいた内容を含めて検討してまいりたいと考えています。

質問
7

AIの活用状況についてお聞かせ願いたい。

回 答

下鳥執行役員

AI(人工知能)の活用に関しては、給付金のお支払いの更なる迅速化と業務の効率化を目的に、日本アイ・ビー・エム株式会社が提供する「IBM Watson Explorer」を活用した新たな給付金支払査定システムを、2018年1月より導入いたしました。

本システムは、診断書等の書面から支払査定に必要な情報を自動的に抽出・コード化したうえで、査定の簡易な事案につきましては査定判断から送金手配まで、自動で完了することを可能とした給付金支払査定システムです。

このシステムの導入により、お客様からの給付金のご請求について、診断書等の書類到着後、従来は平均して2.4日ほどかかっておりましたが、最短30分程度で支払の査定と送金手配の完了ができるようになるなど、より迅速にお支払いができる体制を構築いたしました。

また、本社の業務効率化に向けて、最新テクノロジーであるRPA(パソコンにインストールすることで、さまざまな情報を取り出して自動的に作業してくれるソフトウェアロボット)を活用して、従来人の手を介していた事務業務の自動化・効率化に取り組んでおります。第一段階といたしまして、システム化・RPA活用等により、今年度から2020年度までの3か年で、業務数で1,000業務、労働時間に換算しますと年間17万時間(本社における保険関係事務処理業務の2割相当分)の業務量削減を図ってまいります。

今後生保業界は、ICT(情報通信技術)を活用した新商品・サービスの開発、他業態からの新規参入などにより、従来ないビジネスモデルや競争環境が形成されることが想定されております。

こうした厳しい競争環境のなかで、今後も持続的な成長を遂げるために、AIを含むICTを活用した新商品・サービスの研究開発、新たなお客様へのアクセス、保険販売手法の確立、業務効率化等に取り組んでいく予定です。

具体例の一つとしては、2018年4月より東京大学と社会連携講座「糖尿病・生活習慣病予防講座」を開設しています。こちらは、ICTや医療ビッグデータを活用して、病気の重症化を予測するモデルあるいは生活習慣病の改善スキームなどを確立するための共同研究をスタートしています。その研究成果を活用して、生活習慣の「改善」に役立つ新商品・サービスの開発、および保険引受基準の高度化による引受範囲の拡大等を図っていく予定です。

質問
8

個人情報の流出がニュース等で相次ぐ中、御社はアンケートや申込みの時に知り得た個人情報(健康関連を含む)をどのように管理しておられますか。

回 答

井口取締役

当社では、「個人情報保護方針」を定め、本社・支社・営業所の全役職員がお客様の個人情報を適切かつ厳正に取り扱うことを推進しております。

業務において知り得た個人情報は、業務上必要な職員のみ取り扱い、保管する場合は、保管する期間を定め、たうえで安全に管理するためのセキュリティ対策を実施し、不要となった場合は速やかに適切な手段で廃棄することとしております。

また、健康関連情報、いわゆる機微情報については、専用封筒においてお預かりし、必要な場合を除き複写を禁止する等、特に厳正な取り扱いを行っています。

また、外部からお客様情報への不正アクセス、いわゆるサイバー攻撃と言われるものですが、これに対しては防止するための不正侵入防護システムやウィルス対策ソフト等による対策を実施しているほか、標的型攻撃メールに対する模擬メール訓練等を実施し、適切な対応への教育啓発を図っており、現在、具体的被害は発生していません。

引き続き、安全管理の徹底を目的とした社内での教育や、社内監査の実施による安全管理の実効性の確認を通じ、個人情報の管理の徹底を図ってまいります。

質問
9

ご契約者懇談会は、貴重な集まりなので、出席者がもっと話が出来るよう時間を増やしてほしい。

回 答

井口取締役

当社では、広く全国各地のご契約者の皆様からご意見・ご要望を直接お伺いし、会社経営に反映させること、また、生命保険および当社に関する説明・報告を行うことにより、当社と生命保険についてより深くご理解いただくことを目的として、1975年からご契約者懇談会を開催しております。

昨年度は、全58支社で開催し、74名の総代の皆様を含む1,170名のご契約者にご出席をいただき、1,109件のご意見・ご要望をいただきました。

ご質問に関するこれまでの取組みについては、まず、2016年度からは、ご契約者の皆様との質疑応答時間をより十分に確保するため、従来、口頭でご説明しておりました決算等の内容については、ポイントを会社紹介DVDに組み込むことにより、会社側の説明時間を短縮いたしました。

また、懇談会の運営については、ご出席者全員からご意見をいただけるような議事進行に努めるとともに、一部の支社においては、ご出席者を10名程度ずつ、2つのグループに分けて質疑応答を行う分科会形式での開催も行うなど、より多くのご意見をいただく時間を確保する取組みを実施しております。

ご契約者懇談会は、ご契約者の皆様の声を直接お伺いする貴重な場ですので、引き続き、懇談会運営の改善に取り組んでまいります。

評議員会

評議員会

評議員会は、当社の社員(ご契約者)および学識経験者等によって構成され、社員から寄せられた会社経営に関するご意見や、取締役会が助言を求めた会社経営に関する事項について審議を行っています。

また、全国各地で開催している「ご契約者懇談会」で寄せられた会社経営に関するご意見なども評議員会に諮っています。

評議員(五十音順・敬称略・2018年4月1日現在)

| | |
|--------|----------------------|
| 魚谷 雅彦 | 株式会社資生堂 社長 |
| 岡本 一郎 | 日本軽金属ホールディングス株式会社 社長 |
| 郡 昭夫 | 株式会社A D E K A 社長 |
| 小室 淑恵 | 株式会社ワーク・ライフバランス 社長 |
| 齋藤 雅之 | 株式会社オリエントコーポレーション 会長 |
| 杉谷 陽子 | 上智大学経済学部 准教授 |
| 角田 大憲 | 弁護士 |
| 西野 和美 | 一橋大学大学院経営管理研究科 准教授 |
| 水野 正人 | ミズノ株式会社 相談役会長 |
| 宮川 尚久 | 古河機械金属株式会社 社長 |
| 宮村 百合子 | 税理士 |

評議員の構成

(2018年4月1日現在)

| 年齢(歳) | 30～39 | 40～49 | 50～59 | 60～69 | 70～79 | 合計 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|----|
| 人数(名) | 1 | 2 | 1 | 6 | 1 | 11 |



2017年度 評議員会

会社経営に関するご意見については、書面にて下記までご送付ください。

〒168-8506 東京都杉並区和泉1-22-19

朝日生命保険相互会社 評議員会事務局

ご契約者懇談会

ご契約者懇談会

広く全国各地のご契約者の皆様からご意見・ご要望を直接お伺いし、会社経営に反映させること、また、生命保険および当社に関する説明、報告を行うことにより、当社と生命保険についてより深くご理解いただくことを目的として1975年から開催しています。

「ご契約者懇談会」の開催案内については、開催前の一定期間、ホームページや各支社の店頭でポスターを掲

示すること等により、広くお知らせしています。

ご出席された方々よりいただいたご意見・ご要望につきましては、お客様サービスの改善等、お客様満足の上向のための取組みに反映させています。

また、「ご契約者懇談会」においては、総代にご出席いただく等、総代会との連携強化に努めています。

2017年度の開催状況

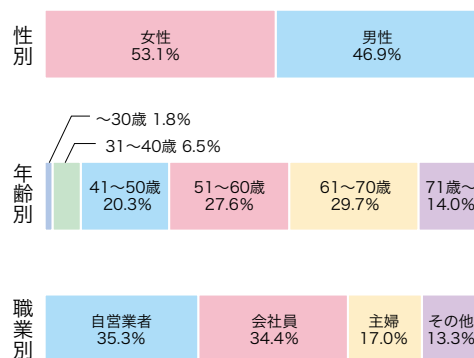
2017年度は、2017年12月から2018年2月にかけて、全国58支社で開催し、74名の総代を含む1,170名のご契約者にご出席いただき、「当社の事業活動や経営戦略」等について説明を行いました。



2017年度ご契約者懇談会(東京西統括支社)

ご契約者懇談会 ご出席者の内訳

(2017年度)



主なご意見・ご要望・ご質問

1 会社経営全般

- 広告宣伝活動について
- 女性の活動躍進について
- 働き方改革の取組みについて

2 商品・サービス関係

- 貯蓄性の高い商品の開発について
- 高齢者向けの商品の開発について
- 健康状態に応じた保険料設定や給付金支払い等がなかった場合の契約者への還元について
- 引受基準緩和型の介護保険の開発について

3 営業職員関係

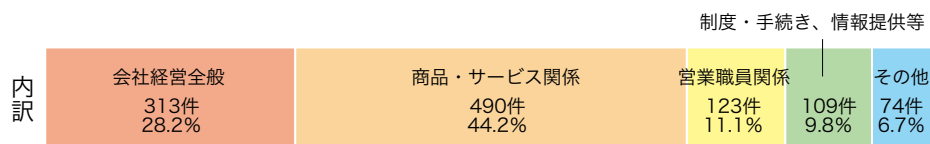
- 定期訪問によるアフターフォローの充実について
- お客様への的確なコンサルティングについて
- お客様への定期的な情報提供について
- 営業職員教育の充実について

4 制度・手続き、情報提供等

- インターネットを活用したサービスについて
- ホームページでの試算について
- 諸手続きの簡素化について

ご契約者懇談会におけるご意見・ご要望・ご質問の内訳

(2017年度)



取締役会、監査役会、指名・報酬委員会

取締役会

取締役会は、取締役の役割・責務を適切に果たすために必要な知識・経験・能力を有する者で構成し、取締役の員数を15名以内としています。また、「社外役員の独立性判断基準」^{*}を満たす社外取締役を2名以上選任し

監督機能を強化するとともに、取締役会全体として適正な規模と多様性を確保しています。

※「コーポレートガバナンス基本方針」第8条に掲載。

監査役会

監査役員の員数は5名以内とし、その半数以上を社外監査役としています。また、原則として、「社外役員の独立性判断基準」を満たす社外監査役を2名以上選任しています。

監査役会は、監査に関する意見を形成する唯一の協議機関かつ決定機関であり、すべての監査役で組織しています。

指名・報酬委員会

取締役および執行役員の指名・報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、

取締役会のもとに、原則として過半数を社外取締役で構成する、指名・報酬委員会を置いています。

コーポレートガバナンス基本方針

当社のコーポレートガバナンスの透明性・公正性を表明することを目的として、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方、組織機構および運営方針を定めた「コーポレートガバナンス基本方針」を作成し、2015年12月に公表しました。当基本方針に則り、実効的なコーポレートガバナンスを実現し持続的な成長と中長期的な企業価値向上に取り組んでいます。

コーポレートガバナンス基本方針

第1条 目的

本基本方針は、朝日生命保険相互会社(以下、「当社」という)の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現することを目的として、当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方、組織機構、運営方針を定めるものである。

第2条 コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

1. 当社は、生命保険事業が社会保障制度と共に日本の社会を支えていく重要な使命を担っているとの認識のもと、お客様、社会、従業員に対する責任を果たしていくことを企業活動のベースとする「まごころの奉仕」を経営の基本理念として掲げる。
2. 当社は、前項の経営の基本理念のもと、「お客様満足の向上を最優先とした経営の実践」、「ゆたかな社会づくりにかわり続けることによる社会との共生」、「人が育つ職場作り、働きやすい職場づくりを通じた従業員満足の向上」を基軸としたCSR経営を推進し、各ステークホルダーとの適切な協働に努めるとともに、当社の健全性を維持しつつ、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うため、実効的なコーポレートガバナンスの実現に取り組むこととする。

第3条 コーポレートガバナンス体制(経営組織機構)

1. 当社は、保険会社にのみ認められる会社形態である相互会社組織とし、社員となるご契約者一人ひとりが会社を構成する。
2. 当社は、最高意思決定機関として、社員総会に代わるべき機関として総代会を置き、社員の中から選出された総代でこれを構成する。
3. 当社は、保険業法上の機関設計として監査役会設置会社を選択する。
4. 当社は、取締役会が、会社経営の基本事項を決定するとともに取締役の職務の執行を監督し、監査役が、社員からの負託を受けた独立の機関として取締役の職務の執行を監査する。
5. 当社は、経営の意思決定および監督と、業務執行とを分離し、業務執行の権限と責任の明確化および意思決定の迅速化を図るため、執行役員制度を採用する。

6. 当社は、取締役および執行役員の指名・報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会のもとに、原則として過半数を社外取締役で構成する、指名・報酬委員会を置く。

第4条 取締役会・取締役の役割・構成

1. 取締役会は、経営の基本方針、法令・定款・社内規程に定める重要事項を除く決定については、社長または経営会議に委任する。
2. 取締役会は、取締役の役割・責務を適切に果たすために必要な知識・経験・能力を有する者で構成し、定款の定めに従い取締役の員数を15名以内とする。また、第8条に掲げる社外役員の独立性判断基準を満たす社外取締役を2名以上選任し監督機能を強化するとともに、取締役会全体として適正な規模と多様性を確保する。

第5条 取締役候補者・執行役員の選任

取締役候補者・執行役員の選任にあたっては、以下の事項を満たす者とし、指名・報酬委員会にて審議のうえ、取締役会にて決定する。

- (1) 取締役候補者については、当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有し、かつ十分な社会的信用を有すること
- (2) 社外取締役候補者については、前号の選任要件に加え、保険業法に定める社外取締役であること、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上の観点から経営方針・経営改善に係る助言を行えること、取締役および執行役員の選解任等の取締役会の重要な意思決定を通じた経営の監督等を行えること
- (3) 執行役員については、取締役会の決定した経営方針に基づき、業務執行の責任者として担当業務を執行できること

第6条 監査役会・監査役の役割・構成

1. 監査役は、社員からの負託を受けた独立の機関として、取締役会その他重要な会議への出席、取締役、使用人および会計監査人等から受領した報告内容の検証、会社の業務及び財産の状況の監査等を通じて、取締役の職務の執行を監査する。
2. 監査役は、定款の定めに従い監査役の員数を5名以内とし、その半数以上を社外監査役とする。また、原則として、第8条に掲げる社外役員の独立性判断基準を満たす社外監査役を2名以上選任する。
3. 監査役会は、監査に関する意見を形成する唯一の協議機関かつ決定機関であり、すべての監査役で組織する。

第7条 監査役候補者の選任

監査役候補者の選任にあたっては、以下の事項を満たす者とし、監査役会の同意を得たうえで、取締役会にて決定する。

- (1) 監査役候補者については、当社の取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有し、かつ十分な社会的信用を有すること
- (2) 社外監査役候補者については、前号の選任要件に加え、保険業法に定める社外監査役であること

第8条 社外役員の独立性判断基準

社外役員の独立性判断基準については、以下の事項とする。

- (1) 直近3事業年度において、当社を主要な取引先とする会社等の業務執行者または当社の主要な取引先の業務執行者でないこと
- (2) 直近3事業年度において、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、または法律専門家でないこと
- (3) 直近3事業年度において、前各号に掲げる者の近親者でないこと

第9条 取締役・執行役員の報酬

取締役および執行役員の報酬等については、以下に基づき、指名・報酬委員会にて審議のうえ、取締役会にて決定する。

- (1) 取締役(社外取締役を除く)および執行役員の報酬は、固定報酬部分および変動報酬部分で構成し、変動報酬部分は、会社業績・組織業績・個人貢献度等を反映する。
- (2) 社外取締役を含む非常勤取締役の報酬は、固定報酬とする。

第10条 指名・報酬委員会の役割・構成

1. 指名・報酬委員会は、取締役会の決定事項のうち、取締役候補者および執行役員の選解任等に関する事項、取締役および執行役員の報酬等に関する事項について審議し、それを踏まえ取締役会が決定する。
2. 指名・報酬委員会は、会長、社長、および社外取締役で構成し、原則として、その過半数を社外取締役とする。
3. 指名・報酬委員会の委員長は、社外取締役の中から選定する。

第11条 ご契約者(社員)との建設的な対話

1. 当社は、ご契約者と取締役・執行役員をはじめとする役員とが直接対話を行い、幅広い年齢や職業のご契約者からの意見・要望をいただき、これを経営に反映させること等を目的として、全国の支社等でご契約者懇談会を開催する。
2. ご契約者懇談会での意見・要望等については、総代会および取締役会等に報告するとともに、会社経営に反映する。

第12条 改廃

本基本方針の改廃は、取締役会の決議をもってこれを行う。

内部統制システムの基本方針

当社は、業務の適正を確保するため、コンプライアンス体制やリスク管理体制などの内部統制システムの基本方針を次のとおり策定しています。

内部統制システムの基本方針

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、「法令、社内規程および社会的規範を遵守すること」、すなわちコンプライアンスを経営の最重要課題のひとつとして位置づけ、コンプライアンスの企業文化としての定着を図るため、次の体制を構築することとする。

- ・ 社長を議長とし、経営会議メンバーおよび社外弁護士を構成員とする「コンプライアンス会議」を設置し、コンプライアンスについての協議を行うとともに、事業年度ごとにコンプライアンスの実行計画を策定し、その推進状況を定期的に検証する。
- ・ 全役職員が具体的に遵守すべき規準を制定し、「コンプライアンスマニュアル」等により、全役職員への周知・徹底を図る。
- ・ 各所属において所属長をコンプライアンス推進の責任者と位置づけるとともに、コンプライアンスの統括部署が全社のコンプライアンスに関する具体的な取組みを横断的に統括し、各所属のコンプライアンス推進状況の確認や改善指導を行う。
- ・ 市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携のうえ、毅然とした姿勢で組織的に対応し、関係遮断の徹底を図る。
- ・ 職員等から不正行為の通報を受け付ける社内相談窓口および弁護士を窓口とする社外相談窓口を設置することとし、通報者に対する不利益処分等は行わない。

なお、他の業務執行部門から独立した内部監査部による内部監査を通じて、各組織の内部管理態勢の適切性・有効性を検証する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、法令・社内規程にもとづき、取締役会議事録、経営会議議事録その他取締役の職務の執行に係る情報を適切に保存し、管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理を経営の最重要課題のひとつとして位置づけ、リスク管理体制の整備・強化を図る。

このため、全社的なリスク管理の方針を制定し、当社が管理するリスクを特定したうえで、管理手法や管理体制等を定める。

また、緊急事態が発生した場合に、迅速な対応を行うための体制を整備する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会において、経営計画等の会社経営の基本事項を決定するとともに、定期的に業務執行状況の報告を受けること等を通じて、取締役の職務執行の監督等を行う。

また、経営会議において、取締役会付議事項の立案および取締役会から委任された事項の決定を行い、業務執行上の迅速な意思決定を行う。

取締役会および経営会議付議事項ならびに業務分掌については、「取締役会規則」および「職務権限規程」に明記し、取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制とする。

5. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務諸表作成に係る内部統制システムを整備・運用し、評価することにより、財務諸表の記載内容の適正性を担保し、財務報告の信頼性の確保を図る。

6. 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、実質子会社の業務の健全かつ適切な遂行の確保を目的に、次の体制を構築することとする。

- ・ 実質子会社が、各社の規模・特性を踏まえた取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、損失の危険の管理に関する規程その他の体制、および実質子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われる体制の整備・強化を図るよう管理・指導する。
- ・ 実質子会社の取締役等の職務の執行に係る事項を当社に報告する体制を整備する。
- ・ 実質子会社の管理・指導を行う社内規程を定め、健全性の確保等に努める。
- ・ 当社より非常勤取締役・監査役を派遣し、経営状況等のチェックを行うとともに、定期的に内部監査部門による検証を行う。

7. 監査役を補助すべき使用人に関する事項

当社は、監査役に直属する組織として監査役室を設置し、監査役の監査業務を補佐する専属の使用人を置く。当該使用人は、取締役の指揮・監督を受けず、監査役の指揮命令下、その職務を遂行し、監査役に対してその責任を負う。

また、監査役の当該使用人に対する指揮命令が実効的に行われるために、必要な知識と経験を備えた者を継続的に配置するとともに、当該使用人の人事異動、勤務考課および懲戒処分については、監査役会が指名する監査役の同意を必要とする。なお、監査役室には若干名の兼務者を配置し、必要あるときは、監査役の補助業務を担当させる。

8. 監査役への報告体制およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、当社の取締役または使用人および実質子会社の取締役、監査役、使用人が、法令に定める事項に加え、経営上重大な影響を及ぼすおそれのある事実を発見または報告を受けた場合に、直ちに監査役に報告する体制を整備するとともに、当該報告をした者に対する不利益処分等は行わない。

また、代表取締役は、監査役会と定期的に意見交換会を開催し、意思の疎通を図り、その他の取締役も積極的に監査役との意見交換を行う。

なお、円滑かつ実効的な監査活動のために、監査役会と会計監査人、内部監査部門等の連携に配慮する。また、監査役の職務の執行について生じる費用又は債務の処理については、監査役からの求めに応じる体制とする。

コンプライアンス(法令等遵守)への取組み

当社は、健全・透明・公正な事業活動を行い、お客様の信頼にお応えするため、コンプライアンス(法令、社内規程および社会的規範を遵守すること)を経営の最重要課題のひとつとして位置づけ、コンプライアンスを推進するとともに、企業文化としての定着化を図っています。

全役職員が適法・適正な業務を常に心がけ、違法・不適正な業務の防止を図るとともに、万一違法・不適正な業務が発生した場合には、迅速・的確な対応を図ることとしています。

基本方針・遵守規準等

全役職員が遵守すべき基本方針および遵守すべき規準として、それぞれ「コンプライアンス基本方針」および「コンプライアンス遵守規準」を制定しています。これらは、「コンプライアンスマニュアル」への掲載や研修等により周知・徹底しており、全役職員がその趣旨・内容を

踏まえて、業務を遂行しています。

また、コンプライアンスの実行計画である「コンプライアンスプログラム」を策定し、その推進状況を定期的に検証することなどにより、より高度なコンプライアンス態勢を目指した取組みを行っています。

組織・体制

社長を議長、経営会議メンバーおよび社外弁護士を構成員とする「コンプライアンス会議」において、社外弁護士からの専門的な意見等を得ながら、経営の最重要課題のひとつであるコンプライアンスについての協議を行っています。また、コンプライアンスの統括部署である「コンプライアンス統括部」が、コンプライアンスに関する具体的な施策を推進しています。

本社各部署、各統括支社・支社においては、各組織のコンプライアンス推進の責任者として「遵守責任者」「遵守推進者」を任命し、コンプライアンスの徹底を図っ

ています。さらに、「コンプライアンス統括部」に配置した「シニアコンプライアンス・オフィサー」が各組織によるコンプライアンス推進状況の確認や改善指導を行うことで、コンプライアンス態勢を強化しています。

また、職員等から不正行為の通報を受け付ける社内相談窓口として「内部通報相談窓口」を「コンプライアンス統括部」に設置するとともに、社外相談窓口を設置し、弁護士が相談を受け付けています(適用範囲について、2015年度より子会社等まで、2017年度より退職者まで拡大しました)。

教育・研修

コンプライアンスに関する基本方針、その推進体制および具体的な事例解説等を掲載した「コンプライアンスマニュアル」を作成しています。本マニュアルは、全役職員が業務を遂行する際に参照するなどして活用しています。

また、会議、研修等を通して、コンプライアンスに関する教育や知識付与を行い、コンプライアンスの推進・徹底に向け、積極的に取り組んでいます。

コンプライアンス基本方針

当社は、「法令、社内規程および社会的規範を遵守すること」、すなわちコンプライアンスを経営の最重要課題のひとつとして位置づけ、コンプライアンスの企業文化としての定着を図る。

このため、社長を議長とし、経営会議メンバーおよび社外弁護士を構成員とする「コンプライアンス会議」を設置し、コンプライアンスについての協議を行うとともに、事業年度ごとにコンプライアンスの実行計画を策定し、その推進状況を定期的に検証する。

また、全役職員が具体的に遵守すべき規準を制定し、「コンプライアンスマニュアル」等により、全役職員への周知・徹底を図る。

さらに、各所属において所属長をコンプライアンス推進の責任者と位置づけるとともに、コンプライアンスの統括部署が全社のコンプライアンスに関する具体的な取組みを横断的に統括し、各所属のコンプライアンス推進状況の確認や改善指導を行う。

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携のうえ、毅然とした姿勢で組織的に対応し、関係遮断の徹底を図る。

これらに加えて、職員等から不正行為の通報を受け付ける社内相談窓口および弁護士を窓口とする社外相談窓口を設置することとし、通報者に対する不利益処分等は行わない。

コンプライアンス遵守規準

「コンプライアンス遵守規準」は、朝日生命役職員が業務の遂行にあたり、法令、就業規則、その他の職務に関する規程ならびに社会的規範に基づき、健全・透明・公正な事業活動を行っていくための遵守すべき基本原則・規準を明示したものです。また、社会の良き市民として尊重すべき規準を併せて明示しています。朝日生命役職員は、本規準ならびにその精神を遵守し、社会倫理に則した行動の徹底と当社の信用の向上に努めなければなりません。また、他の役職員の本規準に反する行為を黙認してはなりません。

第Ⅰ章 業務遂行上の規準

第1条(公正・透明・自由な競争の確保)

1. 職務遂行にあたっては、関連する法令・社内規程および社会的規範を遵守する。
2. カルテル行為、不当な取引の強要、総代・契約者に対する不正な便宜・利益の提供、インサイダー取引等、不正・不当な取引・行為を排除し、市場ルールに則った公正・透明・自由な競争を行う。

第2条(適正な保険事業およびお客様サービス)

1. 民法・商法・保険業法、その他の保険募集に係わる関連法令・社内規程を遵守するとともに、これら法令・規程の趣旨を十分に理解・尊重し、適正な募集活動を行う。
2. 保険金・給付金等の諸支払等について、これを適切に行う。また、特定のお客様に対する不公正な取扱いや不当な利便の提供を行ってはならない。
3. お客様に信頼され、ご満足いただけるよう、広くお客様の声をお聞きしたうえで、お客様のニーズに応えられる質の高い商品およびお客様の視点に立ったサービスを提供する。

第3条(適正かつ健全な資産運用)

お客様の資産の受託者として、法令・社内規程に則った適正なプロセスを通じて、健全かつ効率的な資産運用を行う。

第4条(適切かつ厳正な情報管理)

お客様のプライバシー保護の重要性を十分認識し、お客様データその他の社内情報の取扱いについては、社内規程に則り適切かつ厳正に管理する。

第5条(お客様・社外関係者との節度ある取引関係の確保)

1. お客様・社外関係者との間で、以下の行為を行ってはならない。
 - ①商慣習の枠を超え、社会一般の接遇として容認され難い接待や金品の贈答等を行うこと、またはそれらを受けること
 - ②その他誤解を招く恐れのある金銭的利害関係を持つこと
2. 公務員およびこれに準ずる者(みなし公務員)に対しては、接待、金品の贈答、便宜の提供等を行ってはならない。

第6条(反社会的勢力との関係遮断)

1. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、金品の供与はもとより、寄付金・賛助金の提供、および情報誌の購読等の諸要求に対し、公私を問わず断固として拒絶する。
2. 反社会的勢力との関係を遮断するため、適宜、警察、弁護士等の外部専門機関と連携し、組織として適切な対応を行う。なお、反社会的勢力からの不当要求に対しては、民事と刑事の両方から法的対応を行う。
3. 反社会的勢力への資金供与や重大犯罪から生じた収益のマナー・ローンダリング(資金洗浄)を防止する。

第7条(公正・効率的な会社資産・公金の使用)

会社の資産・事業費の公正・効率的な活用に努め、公私混同・冗費の支出等、不適切・不正な使用はしてはならない。

第8条(良好な職場環境・社内秩序の確保)

1. 就業規則・労働協約等を遵守し、健全・効率的・快適な職場環境を確保する。
2. 役職員間で、以下の行為を行ってはならない。
 - ①金銭貸借およびこれに準ずる行為
 - ②社会通念上相当と認められる範囲を超える儀礼的な贈答等

第9条(経営情報の開示)

お客様や社会に対し、事業活動に関する情報を正確かつ積極的に伝える。

第Ⅱ章 社会の良き市民としての規準

第10条(社会貢献活動の推進)

社会の健全かつ持続的な発展に向け、社会貢献活動に積極的に取り組む。

第11条(人権・人格の尊重)

個人の人権・人格を尊重し、かつ「人権に関する宣言」を認識するとともに、あらゆる差別、セクシュアル・ハラスメント等につながる行為を行ってはならない。

第12条(環境への配慮)

環境問題に留意し、環境に悪影響を及ぼすことのないよう十分配慮する。

第13条(私人としての規準)

公共性の高い事業に携わっていることを自覚し、社会生活においても常に自らの倫理観を高め、社会的良識をもって行動する。

生命保険業務に関する指定紛争解決機関について

一般社団法人生命保険協会は、保険業法に基づき生命保険業務に関する紛争解決業務を行う者の指定を受けた紛争解決機関です。当社は、2010年10月1日付で、一般社団法人生命保険協会との間で紛争解決等業務に関する「手続実施基本契約」を締結しております。

当社ホームページに「生命保険業務に関する指定紛争解決(ADR)機関について」を掲載しております。

2010年10月1日以降、当社の商品パンフレット、「ご提案書(契約概要)」、「ご契約のしおり一定款・約款」、「重要事項説明書(注意喚起情報)」等に指定紛争解決機関について下記の説明を記載しております。

指定紛争解決機関について

- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
(ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/contact/>)
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決が見つからない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

反社会的勢力との関係遮断に向けた対応

基本認識

当社は、反社会的勢力との関係を遮断することの重要性を認識し、会社の重要方針等に以下のとおり定めています。反社会的勢力とは、保険契約をはじめ一切の取引は行いません。

会社の重要方針等

【内部統制システムの基本方針・コンプライアンス基本方針 抜粋】

市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携のうえ、毅然とした姿勢で組織的に対応し、関係遮断の徹底を図る。

【コンプライアンス遵守規準 抜粋】

第6条(反社会的勢力との関係遮断)

- (1) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、金品の供与はもとより、寄付金・賛助金の提供、および情報誌の購読等の諸要求に対し、公私を問わず断固として拒絶する。
- (2) 反社会的勢力との関係を遮断するため、適宜、警察、弁護士等の外部専門機関と連携し、組織として適切な対応を行う。なお、反社会的勢力からの不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行う。
- (3) 反社会的勢力への資金供与や重大犯罪から生じた収益のマナー・ローンダリング(資金洗浄)を防止する。

態勢および取組み

コンプライアンス会議傘下の「反社会的勢力対策委員会」では、反社会的勢力との関係遮断、不当要求等の被害防止に向けた諸対策の実施について、全社的かつ広範囲な協議を行い、態勢の強化を図っています。

反社会的勢力は、役職員を標的として不当要求を行ったり、身に危険を及ぼすような行為を行うことも懸念され、防犯の観点からも平時より対応態勢を整えており、事案が発生した場合には組織として対応します。

また、所轄警察署や暴力追放運動推進センターおよび弁護士等の外部専門機関との緊密な連携体制の構築に努めています。

お客さまへの販売・勧誘にあたって

朝日生命は、生命保険その他の金融商品の販売にあたりましては、以下の基本姿勢をもってお客さまに信頼をいただける販売活動を行います。

1.法令等の遵守

社会規範および保険業法、保険法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法等の法令を遵守し、お客さまにご満足いただける適正な業務を行います。

2.適切な勧誘

お客さまの状況やご意向に基づき、必要な保障額など具体的なニーズをご一緒に考えながら、お客さまのライフスタイルを踏まえたコンサルティングを行い、お客さまのご意向に沿った商品のご提案をいたします。

ご高齢の方をご契約者とする生命保険契約については、お客さまのご意向を一緒に確認しながら十分ご理解いただけるよう、より丁寧な勧誘に努めてまいります。

未成年者、特に15歳未満を被保険者とする生命保険契約については、適正な保険金額を設定した上で、お客さまのご意向を踏まえた勧誘に努めてまいります。

また、お客さまへの訪問・連絡等に際しては、お客さまにとってご無理のない場所、時間帯、方法によることを心がけます。

3.重要事項の説明

商品のご提案およびご契約の申込みの際には、お客さまに商品内容、ご契約の内容等の重要事項をご理解いただけるよう努めてまいります。

変額保険、投資信託等の投資性商品については、お客さまの年齢、投資経験、加入目的等を踏まえ、商品およびリスクの内容について十分な説明に努めてまいります。

4.お客さまに関する情報の保護

プライバシー保護の重要性を認識し、お客さまに関する情報については、適正かつ厳正に管理いたします。

5.教育・研修

お客さまの期待、信頼にこたえるために必要な資格の取得および知識の向上に努めてまいります。

お客様情報の保護

情報資産を適切に保護するための管理態勢

当社では、お客様の契約情報ならびに健康情報等の重要な情報を業務上必要な範囲内でお預かりしており、お客様に関する情報の保護を重要な経営課題のひとつとして認識しています。さらに、「個人情報の保護に関する法律」「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」をはじめとする関連法令等を踏まえ、お客様情報・個人情報・特定個人情報の保護態勢を確立し、厳正な取扱いを推進しています。

当社の情報資産を適切に保護するための基本方針である「セキュリティポリシー」を制定し、全役職員が「契約者に対する責任」および「社会に対する責任」を果たし、更なる信頼度向上を目指すために、情報資産の安全性（セキュリティ）を確保・向上させることが当社の重要課題であると認識し、健全かつ適切な管理運営態勢の確立に努めています。

お客様情報の管理態勢

当社の「最重要情報資産」であるお客様に関する情報の取扱いに関しては、「コンプライアンス遵守規準」において適切かつ厳正な情報管理をすることを定め、お客様情報・個人情報・特定個人情報の保護の強化を図っています。

また、「お客様情報・個人情報・特定個人情報の保護

に関する規程」により、お客様情報等の保護に対する責務と役割の明確化、社内の安全管理措置の整備・推進等を図っています。あわせて、「個人情報保護方針」をホームページや店頭にて公表しています。（詳細は87ページをご参照ください。）

具体的な取組みの内容

主な取組みとしては、社内インフラの整備をはじめ、定期的な社内検査・監査の実施および教育・啓発活動

等を通じたお客様に関する情報管理の徹底を図っています。

〈社内インフラの整備〉

- ①お客様情報の取扱方法等を具体的に記載した「事務手続要領書」による手順の明確化
- ②お客様情報が記載された帳票・リスト等への情報区分・作成年月日・保存期間・担当所属名等の表示、お客様情報が記載された帳票の削減・表示内容の削減・ペーパーレス化による管理
- ③お客様に関する情報をはじめとする情報資産の物流の

- 安全化に向けた対応、「社内便授受管理システム」の実施
- ④営業用携帯端末「スマートアイ」で使用するお客様情報や事務用端末等で作成した文書ファイルの本社サーバでの一元管理、端末内データの暗号化の実施
- ⑤お客様情報への不正アクセス・不正情報取得・情報漏えい等を防止するために、不正侵入防御システムやウイルス対策ソフト等による対策を実施

〈社内教育・啓発活動〉

- ①「お客様情報保護強化月間」（年3回）を設定し、お客様情報保護に関する全役職員等の教育・啓発およびお客様情報等の安全管理の強化に向けた諸対策を実施

- ②所属内での各種会議、朝礼、研修等を通じた全役職員等への社内教育の実施

個人情報保護方針

当社(朝日生命保険相互会社)は、お客様からの信頼を第一と考え、「個人情報の保護に関する法律」(以下、個人情報保護法)「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下、番号法)および関連する法令、一般社団法人生命保険協会の定める指針等を遵守し、以下の考え方に沿って、お預かりしたお客様に関する個人情報および特定個人情報の保護に取り組んでまいります。また、適正な個人情報および特定個人情報の保護を実現するため、この方針を必要に応じて見直し、継続的に改善してまいります。

1.個人情報および特定個人情報の利用目的

当社は、以下の目的の範囲内で、業務上の必要に応じ、個人情報および特定個人情報を利用いたします。

(1) 個人情報

- ・ 当社の保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- ・ 当社または関連会社・提携会社の各種保険商品・金融商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- ・ 当社業務の情報提供・運営管理、市場調査、商品・サービスの開発・研究
- ・ 当社の与信判断・与信後の管理

<当社職員等の個人情報の利用目的>

- ・ 人事・労務管理、教育研修、総務・福利厚生・給与計算その他の業務運営に必要な範囲内での雇用関係または委任関係の管理
- ・ 保険募集人登録、お客様サービスその他の当社業務遂行上必要な範囲内での職員(退職者を含む)管理
- ・ 当社職員採用判断・入社後の人事管理
- ・ 当社業務を適正に運営するために必要な範囲内での確認・監査

(2) 特定個人情報

- ・ 保険契約に基づく法定調書作成事務
- ・ 報酬・料金等の法定調書作成事務
- ・ 不動産の使用料、譲受けの対価等の法定調書作成事務
- ・ 非課税制度を利用する財形事務
- ・ 退職所得申告に関する企業年金事務

<当社職員等の特定個人情報の利用目的>

- ・ 報酬・料金等の法定調書作成事務
- ・ 給与所得・退職所得・公的年金等の法定調書作成事務
- ・ 健康保険・厚生年金・雇用保険届出事務
- ・ 国民年金の第3号被保険者の届出事務

2.取得する個人情報および特定個人情報の種類

上記の利用目的に必要なお客様の個人番号・住所・氏名・生年月日・性別・健康状態・職業等の情報を取得させていただきます。

3.個人情報および特定個人情報の取得方法

情報の取得にあたっては、個人情報保護法、番号法および関連する法令等に照らし適正な方法によるものとします。

(1) 個人情報

主に申込書・契約書やアンケートにより、お客様の個人情報を取得させていただいております。また、キャンペーン等の実施によりインターネット・はがき等で情報を取得させていただく場合があります。

(2) 特定個人情報

主に個人番号専用の申告書によりお客様の個人番号および特定個人情報を取得させていただいております。

4.個人情報および特定個人情報の第三者への提供

以下のいずれかに該当する場合を除いて、お客様に関する個人情報および特定個人情報を第三者に提供することはありません。

(1) 個人情報

- ① お客様ご本人の事前の同意がある場合
- ② 法令に基づく場合
- ③ 人の生命・身体・財産の保護(または公共の利益)のために必要がある場合であって、お客様ご本人の同意を得ることが困難であるとき
- ④ 一般社団法人生命保険協会および一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社等との間で生命保険制度を健全に運営するために共同で利用する場合
- ⑤ 守秘義務を明記した契約を締結する等の適切な安全管理に基づき利用目的の達成に必要な範囲で業務委託を行う場合
- ⑥ 個人情報保護法に定められたお客様ご本人の同意を要しないお客様に関する個人情報を提供することが認められている手続きに則して提供する場合
- ⑦ 保険契約の引受リスクを適切に分散するために再保険会社と再保険契約を締結する場合

(2) 特定個人情報

- ① 税法の規定に基づき、お客様の個人番号が記載された法定調書を税務署に提出する場合
- ② 訴訟手続その他の裁判における手続、刑事事件の捜査、税法に基づく犯則事件の調査が行われる場合等その他公益上の必要があるとき

- ③ 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合において、お客様ご本人の同意があり、またはお客様ご本人の同意を得ることが困難であるとき
- ④ 守秘義務を明記した契約を締結する等の適切な安全管理に基づき特定個人情報の取扱いを第三者に業務委託する場合
- ⑤ 犯罪収益移転防止法の規定による疑わしい取引の届出を行う場合
- ⑥ 税法の規定による質問・検査・提示・提出の求めまたは協力の要請を受けた場合
- ⑦ 個人情報保護委員会から特定個人情報の提供を求められた場合

5.個人情報および特定個人情報の保護管理

当社は、個人情報および特定個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止、その他の個人データの安全管理のため、以下の安全管理対策を含む必要な措置を講じ、お客様の個人情報および特定個人情報を適切に管理いたします。

- (1) 「情報資産保護強化委員会」の設置等、体制の整備による情報の適正な管理および保護の推進
- (2) 情報の取扱いに関する従業員への積極的な教育
- (3) 情報システムにおける技術的な安全管理方式の強化・推進
- (4) お客様の個人情報および特定個人情報の取扱いを委託する際の委託先に対する適切な管理・監督
- (5) 特定個人情報の取扱いに関する取扱区域および取扱者を制限した適正な管理・監督
- (6) 特定個人情報の保存期間経過後の保管の禁止および廃棄・削除記録による厳重管理

6.ご契約内容の照会・変更等のお手続き

ご加入いただいている生命保険の「ご契約内容」に関する照会、「お手続きの状況」に関する照会、ご契約内容の変更等、各種お手続きについては、コールセンター、当社お客様窓口等にてお受け付けております。お手続きについては手数料はかかりませんが、お気軽にお申し出ください。(一部、ATMでのお取引等は手数料がかかる場合がございます。あらかじめご了承ください。)

7.お客様からの開示・訂正等のご請求

お客様から「保有個人データ開示請求等に関するお手続き」に規定するところにより当社の保有個人データの開示、訂正、利用停止、利用目的の通知等を求められた場合、お客様ご本人からの求めであることを確認させていただいたうえで、法令の定めるところに従って、回答・対応させていただきます。「保有個人データ開示請求等に関するお手続き」の詳細をご確認のうえ、お申し出ください。なお、「保有個人データの開示」「保有個人データの利用目的の通知」のお手続きについては、手数料がかかりますので、あらかじめご了承ください。

8.お客様からのご照会・ご意見・ご要望の受付窓口

本個人情報保護方針の内容、当社の個人情報および特定個人情報の安全管理措置等の取り扱いその他の当社の個人情報および特定個人情報の取扱いにつきまして、ご照会・ご意見・ご要望がございましたら、下記のお問合せ先までお申し出ください。お申し出いただいたご意見等をもとに、適切かつ迅速な対応を図ることに努めてまいります。

<お問合せ先>お客様サービスセンター

電話番号：0120-714-532

受付時間：月曜日～金曜日9:00～17:00 土曜日9:00～12:00、13:00～17:00

※日曜・祝日、年末年始(12/31～1/3)は営業していません。

9.当社が対象事業者となっている認定個人情報保護団体について

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人生命保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

<お問合せ先>一般社団法人 生命保険協会 生命保険相談室

電話番号：03-3286-2648 〒100-0005 千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階

受付時間：9:00～17:00(土・日曜、祝日などの生命保険協会休業日を除く)

ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp>

※本個人情報保護方針は、当社ホームページ(<http://www.asahi-life.co.jp>)に掲載するほか、当社お客様窓口にて掲示・備付けしております。

※本個人情報保護方針4条(1)④項の特定共同利用の詳細および「保有個人データ開示請求等に関するお手続き」の詳細については、当社ホームページ(<http://www.asahi-life.co.jp>)に掲載するほか、当社お客様窓口にて備付けしております。

※本個人情報保護方針6条のコールセンターは、8条のお問合せ先であるお客様サービスセンターとなります。

リスク管理体制

基本的な考え方

生命保険会社を取り巻く経営環境は絶えず変化しています。その中で、様々なリスクを的確に把握し、適切かつ厳格に管理することで、安定的な利益を確保し、健全な財務基盤の強化を通じて、企業価値を増大させてい

くことが極めて重要です。当社では、長期にわたる生命保険契約上の責務を確実に遂行するため、リスク管理を経営の最重要課題のひとつとして位置づけ、リスク管理体制の整備・強化に努めています。

リスク管理体制

当社では、経営戦略目標の達成に向けて、適切なリスク管理を行うことを目的に、全社的な方針として、「リスク管理の基本方針」を取締役会で定めています。

この基本方針では、生命保険会社が直面するリスクの種類・所在を特定した上で、それぞれのリスクに対する管理手法や管理体制等を定めています。また、特定されたリスクごとに、そのリスクの特性に応じた方針、規程、ルール等を整備しています。

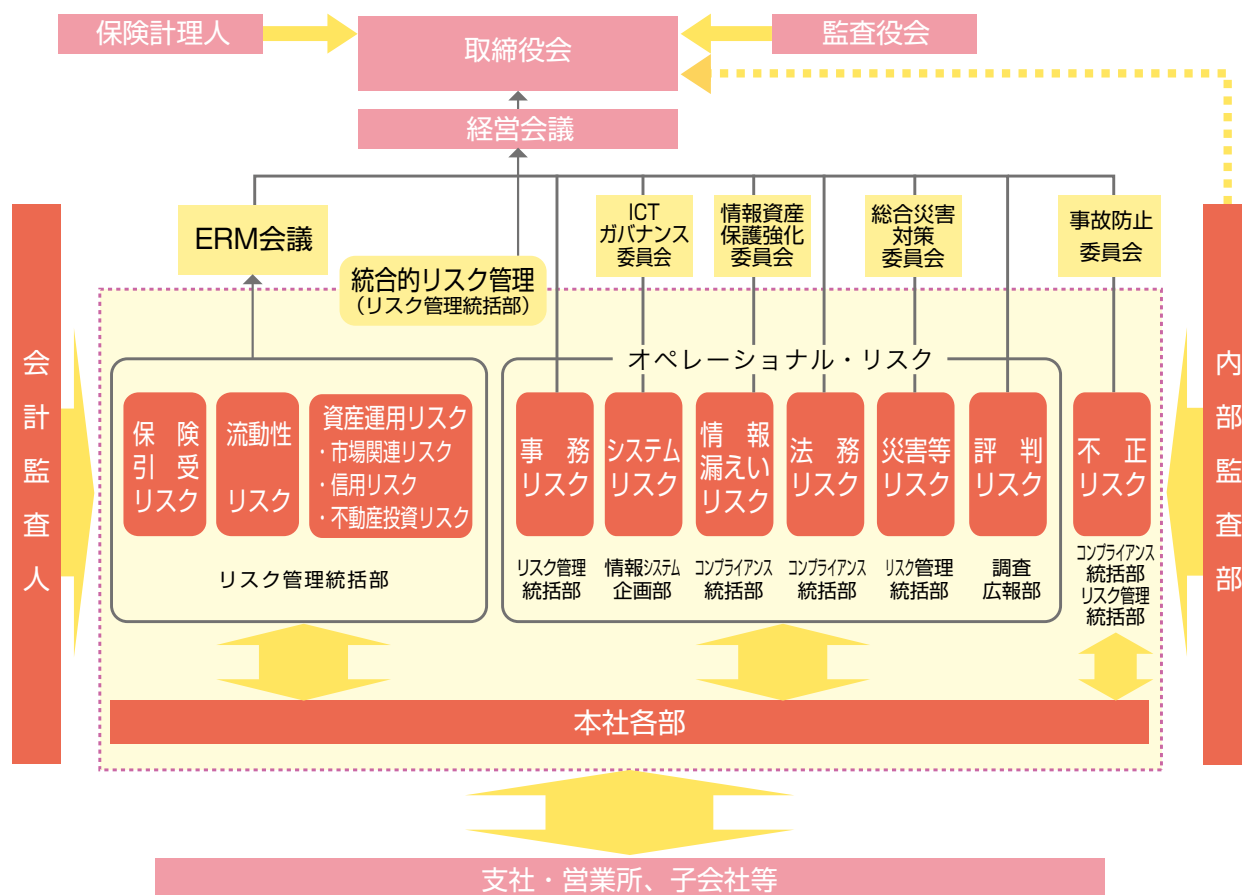
各リスク管理部署は、基本方針、規程、ルール等に従い、定期的なリスク状況の把握、報告等、適切なリスク管理に努めています。

さらに、当社を取り巻く様々なリスクはそれぞれが独立的ではなく、相互に関連し影響を及ぼすことから、包括的にリスクを管理する部署を設けています。

リスク管理の状況は、ERM会議等を通じて取締役会、経営会議に報告され、取締役会、経営会議は、その報告にもとづいて最適な経営上の意思決定を行います。

なお、これらのリスク管理の仕組みの適切性につきましては、内部監査部がその実効性を監査しています。

リスク管理体制概要



経営体制

統合的リスク管理 (ERM) の取組み

将来にわたる財務の健全性の確保および収益性の向上を図るため、当社を取り巻く様々なリスクを統合的に捉え、事業全体で管理する「統合的リスク管理(ERM: Enterprise Risk Management)」を推進しています。

具体的には、経営戦略目標の達成に向け、収益の獲得のために許容するリスクや健全性確保のために削減するリスク等、会社が保有するリスク全般に係る方針を定め、この方針にもとづきリスク管理上の指標を設定し、定性的および定量的に管理・評価のうえ課題を認識し、リスクの重要度に応じた対応策を実施しています。

また、これらの実施状況を踏まえた経営リスクと自己資本等の評価を自ら行う「ORSA (Own Risk and Solvency Assessment: リスクとソルベンシーの自己評価)」を導入し、経営戦略と一体となったリスク管理の実践を進めています。

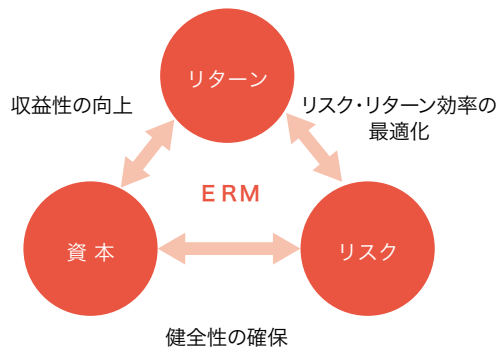
定性面の管理では、既に発生しているリスクに、各所属がCSA (Control Self Assessment: 内部統制活動の自己評価)の取組みを通じて洗い出した潜在的なリスクを加えたうえ、当社のリスクプロファイル(保有リスクの特性)として取り纏めて経営管理上重要なリスクを特定し、予兆分析等を通じて、リスクの早期把握と抑制に努めています。

定量面の管理では、現行会計ベースと経済価値ベースの両面から自己資本(サープラス)の充実度を評価して

います。現行会計ベースでは、金融市場の悪化や死亡率・給付率等の悪化などにより、ある一定の確率のもとで1年間に生じ得る会社全体の最大損失額である統合リスク量を測定し、統合リスク量と自己資本等の経営体力とを対比することで、資産・負債戦略やリスク・リターン戦略の適切性の確認に活用しています。

また、経済価値ベースでは、将来の資産と負債の差額にもとづくサープラスの変動をリスクとして捉え、これらを定量化した統合リスク量に対する現在のサープラスの充実度(ESR: Economic Solvency Ratio)を把握・管理するとともに、目標水準を設定のうえ、その向上に努めることとしています。

ERMのイメージ図



ALM の取組み

当社においては、資産・負債の総合的な管理(ALM)として、負債特性に応じた区分ごとに、資産運用方針・リスク管理方針を策定し、その方針に基づく運用状況・リスク管理状況を確認しています。また、保有する資産を生命保険契約の負債特性に適合させることを考慮し、

国内公社債・貸付金等の円金利資産をポートフォリオの中核に据えており、その中で、一部の保険契約については「責任準備金対応債券」に区分して償却原価法による評価を行い、金利変動による影響を軽減するよう努めています。(詳細は124ページをご参照ください。)

ストレステストの実施

ストレステストとは、金融市場の大幅な変化等により当社の資産運用ポートフォリオの時価・損益が悪化するシナリオや、大地震等の発生により保険金等のお支払いが増加し、損益が悪化するシナリオを想定し、財務の健全性に与える影響を把握・分析する手法です。ストレステストの結果は経営会議等に定期的に報告され、必要に応じて経営上又は財務上の対応の検討に活用しています。また、資産運用リスクのストレステストについては、

資産運用計画の検証やヘッジ対応方針の策定等にも活用しています。

なお、発生する確率は非常に低いものの、発生した場合には巨大な損失等をもたらすストレス事象を把握する観点から、リスクプロファイルにもとづくリスク事象についてストレステストを実施し、財務の健全性に相応の影響を与えるシナリオを特定するとともに、その影響額を経営会議等に報告しています。

各リスク管理の取組み

1 保険引受リスク

保険引受リスクとは、経済情勢や保険事故の発生率等が保険料率設定時の予測に反して変動することにより、損失を被るリスクのことをいいます。当社では、市場動向を踏まえた慎重な利率設定や十分なデータにもとづく保険事故発生率の設定により保険料水準を適切に設定するとともに、商品販売後においても定期的に損益状況等をモニタリングするなどリスクを早期に把握・分析し、分析結果に応じた対応策を講じることにより、将来にわたって保険金等のお支払いが確実に遂行できるよう支払能力の確保に努めています。

具体的には、商品開発時において、設定された料率等に対する妥当性の検証を開発部門とは独立したリスク管理統括部が行い、適切な保険料設定となっていることを確認しています。また、商品販売後においては、リス

ク管理統括部が中心となって、定期的に保険事故発生率の分析等を踏まえた商品別の損益分析を行っており、とりわけ、ニューリスク商品(開発後間もない新しい保障内容の第三分野保険等)に関する保険事故発生率等に対しては、リスクの顕在化を早期に把握できるようモニタリングを実施しています。これらの分析においてリスクの顕在化が見られる場合には、関係部署と連携して適切な対応を図ることとしています。

さらに、再保険の活用に関しては、出再先の格付の状況が一定水準以上であること、危険差損益の発生状況等から出再する保険金額について適切な水準とすること等、再保険に関する管理方針を定め、再保険管理部署から独立したリスク管理統括部が、その遵守状況を確認しています。

2 流動性リスク

流動性リスクとは、資金流出により資金繰りが悪化し、資金の確保のため通常よりも著しく低い価格での資産の売却を余儀なくされる、あるいは市場の混乱等により通常の取引を行えない等の理由により損失を被るリスクのことをいいます。

当社の資産ポートフォリオは、有価証券等の流動性の高い資産を中心に構成されており、潤沢な流動性を確

保しています。また、想定外の資金流出にも対応可能となるよう、運用資産のキャッシュ化可能期間を定期的に把握し、一定基準以上の流動性資産を常に確保するとともに、低流動性資産の保有限度額を設定し、資産ポートフォリオ・資金流入の状況について、定期的にモニタリングしています。

3 資産運用リスク

① 市場関連リスク

市場関連リスクとは、株価、為替、金利等の市場のリスクファクター(リスク要因)の変動により、保有資産の価値が減少し、損失を被るリスクのことをいいます。

当社では、有価証券等のリスク量をVaR法[※]を用いて計量化し、リスク量の統合的な把握を行うとともに、リスクリミット(リスク量の管理枠)を設定し、

リスク量が許容範囲内に収まるようコントロールしております。さらに、株価下落、円高進行等が当社の経営指標へ及ぼす影響を把握・分析するストレステストや感応度分析を定期的を実施し、市場関連リスクの適切な管理に努めています。

※ VaR (バリュー・アット・リスク)法：一定期間に一定確率で起こる予想最大損失額を統計学的方法により計測する手法

② 信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、保有資産の価値が減少し、損失を被るリスクのことをいいます。

当社では、審査の実効性を確保するため、投融资執行部から独立したリスク管理統括部が、個別取引ごとに事前の厳正な審査、事後のフォロー等を実施する体制を敷いています。信用リスクの適切な管理

に資する対応として、取引先の信用度に応じた社内信用格付の付与や、過度な与信集中を回避するための与信ガイドラインの設定等を行っております。また、信用リスク量をVaR法を用いて計量化し、リスク量が許容範囲内に収まるようコントロールしております。

③不動産投資リスク

不動産投資リスクとは、賃貸料の変動等を要因として不動産にかかる収益が減少すること、または市況の変化等を要因として不動産価格が下落することにより、不動産価値が減少し、損失を被るリスクのことをいいます。

当社では、個々の不動産投資について、最低投資利回りを設定し安定的な収益確保に努めるとともに、

取得ならびに売却時には投資執行部から独立したリスク管理統括部が、事業計画や価格の妥当性等の観点から厳格な審査を実施しています。また、投資利回り・賃貸料収入・入居率・不動産の含み損益等の状況の定期的な把握、VaR法によるリスク量の把握等、不動産投資リスクの適切な管理に資する対応を図っています。

④オペレーショナル・リスク

①事務リスク

事務リスクとは、当社の役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより、損失を被るリスクをいいます。

当社では、各事務所管部署が、各種の規程、事務マニュアルの作成・改訂を適切に行うとともに、事務知識の教育を徹底することにより、正確な事務処理の推進と事務リスクの軽減に努めています。また、

事務取扱新設・変更時には、関係部署が重層的にチェックを行う内部検証体制を構築し、事務精度の維持・向上を図っています。

リスク管理統括部は、各事務所管部署のリスク管理状況のモニタリングを行い、さらに、内部監査部による監査もあわせて行うことにより、全社的な事務リスク管理を行っています。

②システムリスク

システムリスクとは、災害によるシステムダウン、システムの故障・誤動作、コンピュータの不正使用等によって、システムが正常に稼働せず、会社が損失を被るリスクをいいます。

当社では、システム障害の未然防止と障害発生時の損失極小化の両面においてシステムリスク管理体制を構築しています。

障害の未然防止としては、セキュリティポリシーに則ってシステムの設計・開発・運用のプロセスをそれぞれルール化しています。また、開発部門と運用部門の役割を明確に分離し、相互牽制機能が働く体制とするとともに、内部システム監査と外部システム監査により検証・確認を行い、実効性を確保しています。

一方、障害対策としては、障害発生時の影響と損害を最小限にするためにコンティンジェンシープラン(危

機管理計画)を作成し、社内報告体制を明確にするとともに、システム障害発生時の緊急対応策として、重要な機器については二重化しています。さらに、大地震等の発生によるコンピュータシステムの稼働停止に備え、重要なシステムについては、バックアップシステムを別の地域に設けて、危機発生時にもシステム稼働が可能な体制としています。

また、サイバー攻撃の手口が高度化・巧妙化していることから、サイバー攻撃の未然防止や攻撃を受けた際の影響の極小化と迅速な復旧に向け、子会社等も含め技術的な対策とCSIRT[※]設置や訓練などの体制面の強化に継続的に努めています。

※CSIRT(シーサートComputer Security Incident Response Team)：サイバーセキュリティに関する調査、対応を行う社内横断的な専門組織(機能)。

③情報漏えいリスク

情報漏えいリスクとは、当社が保有するすべての情報の漏えい・損失・不正利用・改ざん等に伴い、損失を被るリスクをいいます。

当社では、情報漏えいリスクの発生の抑制に向け、情報資産管理に関する部署がお客様情報を含む個人情報の安全管理について、総合的な管理を行っています。また、「情報資産保護強化委員会」を設置し、適正な情報管

理に向け取り組んでいます。

安全管理の強化に向け、各種の規程や「事務手続要領書」の遵守および教育の徹底を図るとともに、各所属の管理者を通じた適正な情報資産管理を推進しています。また、内部監査部による監査・確認を行い、実効性を確保しています。(詳細は86～88ページをご参照ください。)

④法務リスク

法務リスクとは、法令または契約上の義務に違反して業務を遂行すること、法令または契約上認められた権利を適切に行使しないことなどによって、損失を被るリスクをいいます。

当社では、「法務リスク管理規程」を制定し、本社各部署が所管業務に関する法務リスクを適切に管理するとともに、コンプライアンス統括部が法務リスクを統括管理し、本社各部署における適切な法務リスクの管理を支援する体制としています。

具体的には、コンプライアンス統括部が一定の重要な案件に加え、本社各部署からの依頼にもとづきリーガルチェック・リーガルアドバイスをを行うほか、弁護士などの専門家との連携、訴訟状況の把握等を行っています。

このような活動を通じて、法務リスクを的確に把握、管理し、法務リスク顕在化の未然防止や極小化に努めています。

⑤災害等リスク

災害等リスクとは、大地震(付随する津波を含む)、これに準ずる自然災害(台風・豪雨・火災等)および人為的な災害(テロ・戦争・武力攻撃事態を含む)の発生により店舗・職員が被災する、または新型インフルエンザ等の流行に伴い、職員が罹患することにより、通常業務が行えなくなることでサービスの質が低下し、有形・無形の損失を被るリスクをいいます。

当社では、生命保険会社としての社会的使命を

全うするための業務継続体制(BCM: Business Continuity Management)の構築に努めています。具体的には、大地震等の災害や新型インフルエンザ等の発生などの不測の事態に備え、「災害時業務継続計画」等のBCP(Business Continuity Plan)関係規程を策定し、保険金等の支払いなどの重要業務を継続するための各種対応を定めるとともに、各種訓練を行い、BCPの習熟と実効性の検証を行っています。

⑥評判リスク

評判リスクとは、お客様および世間において、マスコミやインターネット等の媒体を通じて、経営内容等について意図せざる風評が起きることにより、有形・無形にかかわらず、損失を被るリスクをいいます。

当社では、評判リスクの適切な管理をさらに推進するため、「評判リスク管理規程」を制定し、管理

体制、モニタリング・報告、対応方法等の明確化を図っており、これにもとづき、評判リスクに関する情報の収集を図り、状況把握・検証を通じて、その発生の防止に努めるとともに、評判リスクが発生した場合は、被害を最小限に抑えられるように対応しています。

⑦不正リスク

当社では、業務上、業務外を問わず役職員による法令違反、不正行為等によって、お客様および社会からの信用を失墜する等により、有形・無形の損失を被るリスクを不正リスクと定義しています。

当社では、「事故防止委員会」を設置し、事故防止策の策定・実施状況等を協議し、本社・支社における事故防止策を推進しています。また、支社においては「支社コ

ンプライアンス推進会議」を開催し、事故防止に向けた検討と取り組みを行っています。

加えて、コンプライアンス統括部にシニアコンプライアンス・オフィサーを、各支社にコンプライアンス・オフィサーを配置し、連携を図りながら、事故の未然防止に努めています。

役員・会計監査人

(1) 取締役および監査役

男性15名 女性1名 (取締役および監査役のうち女性の比率 6.3%)

(2018年7月3日現在)

| 現在の役職名 氏名 (生年月日) | 略 歴 | |
|---|--|---|
| 代表取締役会長 さとう よしき 佐藤美樹 (1949年12月5日生) | 1972年4月 2003年4月 2004年4月 2004年7月 2005年4月 2008年7月 2017年4月 | 当社入社 法人営業局 金融法人部長、営業企画部長、 営業企画統括部門 営業企画担当副統括部門長を歴任 執行役員 営業企画統括部門長 常務執行役員 営業企画統括部門長 取締役常務執行役員 営業企画統括部門長 取締役常務執行役員 経営企画統括部門長 代表取締役社長 代表取締役会長 |
| 代表取締役社長 きむら ひろき 木村博紀 (1962年1月19日生) | 1984年4月 2012年4月 2013年4月 2013年7月 2014年4月 2015年4月 2016年4月 2017年4月 | 当社入社 資産運用企画ユニットゼネラルマネージャーを歴任 執行役員 資産運用統括部門 財務・不動産専管部門長 執行役員 資産運用統括部門長 取締役執行役員 資産運用統括部門長 取締役執行役員 資産運用部門長 取締役常務執行役員 資産運用企画部 証券運用部 担当 取締役常務執行役員 経営企画部 主計部 担当 代表取締役社長 |
| 取締役 (専務執行役員) きくち たつや 菊池達也 (1959年7月15日生) | 1984年4月 2011年4月 2014年4月 2014年7月 2015年4月 2016年4月 2018年4月 | 当社入社 執行役員 経営企画統括部門 営業企画専管部門長 執行役員 総務人事部門長 取締役執行役員 総務人事部門長 取締役執行役員 総務部 人事部 人事総務部 担当 取締役常務執行役員 総務部 人事部 人事総務部 担当 取締役専務執行役員 営業総局長 兼 特命首脳強化担当 営業管理部 営業職員体制強化部 担当 |
| 取締役 (常務執行役員) たたら ひろし 多々良裕志 (1960年8月5日生) | 1983年4月 2012年4月 2014年4月 2015年4月 2016年4月 2016年7月 | 当社入社 さいたま支社長、東京東統括支社長を歴任 執行役員 新都心統括支社長 執行役員 新都心統括支社長(ブロック支社長) 常務執行役員 新都心統括支社長(ブロック支社長) 常務執行役員 本社営業本部長 取締役常務執行役員 本社営業本部長 |
| 取締役 (常務執行役員) いぐち やすひろ 井口泰広 (1962年3月15日生) | 1984年4月 2012年4月 2013年4月 2014年4月 2016年7月 2017年4月 2018年4月 | 当社入社 人事ユニットゼネラルマネージャーを歴任 執行役員 事務・システム統括部門 契約事務専管部門長 執行役員 事務・システム統括部門長 執行役員 代理店事業本部長 取締役執行役員 代理店事業本部長 取締役常務執行役員 経営企画部 主計部 担当 取締役常務執行役員 リスク管理統括部 コンプライアンス統括部 担当 |
| 取締役 (常務執行役員) ふじ おか ゆきひろ 藤岡通浩 (1962年3月14日生) | 1985年4月 2015年4月 2016年4月 2017年7月 2018年4月 | 当社入社 朝日ライフアセットマネジメント株式会社 常務執行役員 資産運用部長 チーフ・インベストメント・オフィサー、同社 取締役常務執行役員 資産運用部長 チーフ・インベストメント・オフィサーを歴任 執行役員 財務部 不動産部 担当 執行役員 資産運用企画部 証券運用部 担当 取締役執行役員 資産運用企画部 証券運用部 担当 取締役常務執行役員 資産運用企画部 証券投資部 投資調査部 担当 |
| 取締役 (執行役員) もと だ りょういち 元田亮一 (1962年10月14日生) | 1986年4月 2015年4月 2018年4月 2018年7月 | 当社入社 船橋支社長(ブロック支社長)を歴任 執行役員 横浜統括支社長 執行役員 総務部 人事部 人事総務部 担当 取締役執行役員 総務部 人事部 人事総務部 担当 |
| 取締役 (執行役員) いし じま けんいちろう 石島健一郎 (1963年10月8日生) | 1988年4月 2017年4月 2018年4月 2018年7月 | 当社入社 経営企画ユニットゼネラルマネージャー、代理店事業部長を歴任 執行役員 代理店事業本部長 執行役員 経営企画部 調査広報部 主計部 担当 取締役執行役員 経営企画部 調査広報部 主計部 担当 |

| 現在の役職氏名 (生年月日) | 略 歴 |
|--|---|
| 取締役 おお や かず こ 大 矢 和 子 (1950年9月5日生) | 1973年4月 株式会社資生堂 入社 2001年6月 株式会社資生堂 執行役員 2007年4月 株式会社資生堂 顧問 2007年6月 株式会社資生堂 監査役 2011年5月 公益財団法人資生堂社会福祉事業財団 理事長 2011年6月 株式会社資生堂 顧問 2013年6月 株式会社資生堂 顧問 退任 2013年7月 当社取締役 現 在 公益財団法人資生堂社会福祉事業財団 理事長 |
| 取締役 つか もと たか し 塚 本 隆 史 (1950年8月2日生) | 1974年4月 株式会社第一勧業銀行 入行 2009年4月 株式会社みずほフィナンシャルグループ 取締役社長 2011年6月 株式会社みずほ銀行 取締役頭取 株式会社みずほフィナンシャルグループ 取締役会長 2013年4月 株式会社みずほコーポレート銀行 取締役 株式会社みずほ銀行 取締役会長 (株式会社みずほ銀行と株式会社みずほコーポレート銀行が合併し、株式会社みずほ銀行として発足) 2013年11月 株式会社みずほ銀行 取締役会長 退任 2014年3月 株式会社みずほフィナンシャルグループ 取締役会長 退任 2014年4月 みずほフィナンシャルグループ 常任顧問 2016年7月 当社取締役 2017年4月 みずほフィナンシャルグループ 名誉顧問 みずほフィナンシャルグループ 名誉顧問 現 在 |
| 取締役 わた なべ けん じ 渡 邊 健 二 (1950年2月3日生) | 1972年4月 日本通運株式会社 入社 2009年5月 日本通運株式会社 代表取締役副社長 副社長執行役員 2011年6月 日本通運株式会社 代表取締役社長 社長執行役員 2017年5月 日本通運株式会社 代表取締役会長 2017年7月 当社取締役 現 在 日本通運株式会社 代表取締役会長 |
| 監査役(常勤) そめ かわ ひろ ゆき 染 川 博 行 (1958年7月29日生) | 1981年4月 当社入社 総務人事統括部門 人事担当副統括部門長、内部監査局長、 内部監査部 担当部長を歴任 2015年7月 監査役 |
| 監査役(常勤) ひろ さか ひろし 広 坂 浩 (1956年4月29日生) | 1980年4月 当社入社 検査ユニットゼネラルマネージャー、 契約医務ユニットゼネラルマネージャー、 リスク管理統括部門 リスク管理担当副統括部門長、 朝日不動産管理株式会社 執行役員 総務部長、同社 常務執行役員 総務部担当、 同社 取締役常務執行役員 総務部担当、人事部 担当部長を歴任 2016年7月 監査役 |
| 監査役 まち だ ゆき お 町 田 幸 雄 (1942年7月3日生) | 1969年4月 検事任官 東京地方検察庁 1981年4月 司法研修所教官 1991年4月 東京高等検察庁 1994年4月 東京国税不服審判所所長 1995年7月 最高検察庁 1999年8月 法務省入国管理局局長 2001年7月 最高検察庁刑事部長 2002年6月 公安調査庁長官 2004年1月 仙台高等検察庁検事長 2004年12月 最高検察庁次長検事 2005年7月 検事退官 2005年9月 第一東京弁護士会登録 西村ときわ法律事務所 入所 2006年7月 当社監査役 2012年7月 西村あさひ法律事務所 退所 2012年8月 町田幸雄法律事務所 開設 現 在 町田幸雄法律事務所 弁護士 |
| 監査役 せき ただ ゆき 関 忠 行 (1949年12月7日生) | 1973年4月 伊藤忠商事株式会社 入社 2009年6月 伊藤忠商事株式会社 代表取締役常務取締役 2011年5月 伊藤忠商事株式会社 代表取締役専務執行役員 CFO 2013年4月 伊藤忠商事株式会社 代表取締役副社長執行役員 CFO 2015年4月 伊藤忠商事株式会社 顧問 2017年4月 伊藤忠商事株式会社 理事 2017年7月 当社監査役 現 在 伊藤忠商事株式会社 理事 |
| 監査役 しば た みつ よし 柴 田 光 義 (1953年11月5日生) | 1977年4月 古河電気工業株式会社 入社 2012年4月 古河電気工業株式会社 代表取締役社長 2017年4月 古河電気工業株式会社 取締役会長 2018年7月 当社監査役 現 在 古河電気工業株式会社 取締役会長 |

(2) 執行役員

| 現在の役職 氏名 (生年月日) | 略 歴 | |
|---|--|---|
| 専務執行役員 営業総局長 兼 特命首都圏強化担当 営業管理部 営業職員体制強化部 担当 (取締役) きく ち たつ や 菊池達也 (1959年7月15日生) | 詳細は94ページをご参照ください。 | |
| 常務執行役員 本社営業本部長 (取締役) た た ら ひろ し 多々良裕志 (1960年8月5日生) | | |
| 常務執行役員 リスク管理統括部 コンプライアンス統括部 担当 (取締役) い ぐち やす ひろ 井口泰広 (1962年3月15日生) | | |
| 常務執行役員 資産運用企画部 証券投資部 投資調査部 担当 (取締役) ふじ おか ゆき ひろ 藤岡通浩 (1962年3月14日生) | | |
| 執行役員 総務部 人事部 人事総務部 担当 (取締役) もと だ りょう いち 元田亮一 (1962年10月14日生) | | |
| 執行役員 経営企画部 調査広報部 主計部 担当 (取締役) いし じま けんいちろう 石島健一郎 (1963年10月8日生) | | |
| 常務執行役員 新都心統括支社長 みや ざわ ざとし 宮沢聡 (1960年2月26日生) | | |
| 常務執行役員 大阪統括支社長 (ブロック支社長) ふな つ かず ひろ 船津一浩 (1960年5月19日生) | 1983年4月 2013年4月 2014年4月 2015年4月 2016年4月 2017年4月 | 当社入社 福島支社長、福島支社長(ブロック支社長)を歴任 執行役員 福島支社長(ブロック支社長) 執行役員 東京統括支社長 執行役員 本社営業本部 東京統括本部長 常務執行役員 本社営業本部 東京統括本部長 常務執行役員 大阪統括支社長(ブロック支社長) |

| 現在の役職氏名 (生年月日) | 略 歴 | |
|--|--|--|
| 執行役員 名古屋統括支社長 (ブロック支社長) きよ た のう かん 清 田 能 幹 (1960年5月12日生) | 1983年4月 2014年4月 2017年4月 | 当社入社 札幌支社長、茨城支社長(ブロック支社長)を歴任 執行役員 大阪統括支社長(ブロック支社長) 執行役員 名古屋統括支社長(ブロック支社長) |
| 執行役員 東京西統括支社長 はま の ひろ まさ 浜 野 拓 将 (1961年8月30日生) | 1984年4月 2014年4月 2015年4月 2017年4月 | 当社入社 宇都宮支社長、経営企画統括部門 企画担当副統括部門長を歴任 執行役員 営業企画部門長 執行役員 営業企画部 商品開発部 担当 執行役員 東京西統括支社長 |
| 執行役員 東京東統括支社長 しば た とし ゆき 芝 田 俊 之 (1960年10月18日生) | 1984年4月 2015年4月 2016年4月 | 当社入社 盛岡支社長、茨城支社長(ブロック支社長)を歴任 執行役員 茨城支社長(ブロック支社長) 執行役員 東京東統括支社長 |
| 執行役員 本社営業本部 東京統括本部長 (ブロック支社長) ひら の まさ と 平 野 正 人 (1962年7月8日生) | 1985年4月 2016年4月 2017年4月 2018年4月 | 当社入社 町田支社長、東京西統括支社長を歴任 執行役員 東京西統括支社長 執行役員 本社営業本部 東京統括本部長 執行役員 本社営業本部 東京統括本部長(ブロック支社長) |
| 執行役員 横浜統括支社長 か し ま だ こう いち 鹿 島 田 耕 一 (1963年3月17日生) | 1986年4月 2016年4月 2018年4月 | 当社入社 営業推進ユニットゼネラルマネージャー、業務ユニットゼネラルマネージャー、 営業管理部長を歴任 執行役員 茨城支社長(ブロック支社長) 執行役員 横浜統括支社長 |
| 執行役員 財務部 不動産部 担当 おお つか やす ひろ 大 塚 康 弘 (1965年8月25日生) | 1988年4月 2016年4月 | 当社入社 資産運用リスク管理ユニットゼネラルマネージャー、資産運用企画部長を歴任 執行役員 財務部 不動産部 担当 |
| 執行役員 営業企画部 商品開発部 担当 い け だ けん いち 池 田 健 一 (1962年12月23日生) | 1986年4月 2017年4月 | 当社入社 保険金ユニットゼネラルマネージャー、商品開発ユニットゼネラルマネージャー、 商品開発部長、営業企画部長を歴任 執行役員 営業企画部 商品開発部 担当 |
| 執行役員 新潟支社長 (ブロック支社長) みず の たけし 水 野 健 (1964年2月14日生) | 1987年4月 2017年4月 2018年4月 | 当社入社 兵庫西支社長、新潟支社長を歴任 執行役員 新潟支社長 執行役員 新潟支社長(ブロック支社長) |
| 執行役員 事務企画部 契約医務部 お客様サービス部 保険金部 企業保険部 情報システム企画部 担当 しも とり まさ ひろ 下 鳥 正 弘 (1964年3月21日生) | 1986年4月 2018年4月 | 当社入社 大分支社長、経営企画部門 企画担当副部門長、経営企画部長、 情報システム企画部長を歴任 執行役員 事務企画部 契約医務部 お客様サービス部 保険金部 企業保険部 情報システム企画部 担当 |

| 現在の役職名 氏名 (生年月日) | 略歴 |
|---|---|
| 執行役員 茨城支社長 おおぎ なお き 扇 直 樹 (1964年10月15日生) | 1988年4月 当社入社 2018年4月 湘南支社長、営業管理部長を歴任 執行役員 茨城支社長 |
| 執行役員 代理店事業本部長 もろ はし たけし 諸 橋 武 (1965年9月25日生) | 1988年4月 当社入社 2018年4月 契約医務ユニットゼネラルマネージャー、人事部長を歴任 執行役員 代理店事業本部長 |
| 執行役員 さいたま支社長 (ブロック支社長) にし だ ゆき お 西 田 幸 生 (1964年9月28日生) | 1989年3月 当社入社 2018年4月 千葉支社長(ブロック支社長)、さいたま支社長(ブロック支社長)を歴任 執行役員 さいたま支社長(ブロック支社長) |

(3)会計監査人

| 名 称 | |
|-----|---------------|
| | EY新日本有限責任監査法人 |